

茨城県報

号外(3)

昭和45年6月25日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

- | | | |
|----------------------------|---|-----|
| ●道路の区域の変更(10件)(道路維持課)..... | 1 | ページ |
| ●道路の共用開始(10件)(//)..... | 6 | |

訓 令

- | | |
|-------------------------------------------------|---|
| ●特別の勤務に従事する職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令(人事課)..... | 9 |
|-------------------------------------------------|---|

公 告

- | | |
|--------------------------------|----|
| ●土地の立入り調査(農地管理課)..... | 10 |
| ●宅地建物取引業者の免許事項の変更(建築住宅課)..... | 11 |
| ●土地建物取引業者の免許まつ消について(//)..... | 11 |

告 示

茨城県告示第898号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真岡岩瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字大泉字宮内 1124地先から	旧	メートル 2.5~7.0	メートル 903.0	
	新	8.0~18.0	903.0	
西茨城郡岩瀬町大字大泉字前原 701地先まで				

茨城県告示第899号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字字留野字割峯 2551地先から	旧	メートル 7.0~9.0	メートル 1,887.0	
那珂郡大宮町大字富岡字中河原 481~1地先まで	新	8.0~25.0	1,855.0	

茨城県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 笠間常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡瓜連町大字瓜連字北高野 39地先から	旧	メートル 5.0~8.5	メートル 455.0	
那珂郡瓜連町大字瓜連字静道 1395の1地先まで	新	8.5~14.0	450.0	

茨城県告示第901号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡大野村大字武井字天神下 1308の1地先から	旧	メートル 4.5~9.0	メートル 370.0	
鹿島郡大野村大字武井字添 1613の1地先まで	新	9.3~14.4	370.0	

茨城県告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 繁昌牛堀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡麻生町大字岡字吹上 483の1地先から	旧	メートル 4.0~9.0	メートル 129.0	
行方郡麻生町大字岡字吹上 496の1地先まで	新	15.1~23.7	120.0	
行方郡麻生町大字矢幡字田中 521の1地先	旧	4.0~7.6	51.5	
	新	7.65~8.25	51.5	

茨城県告示第903号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡麻生町大字麻生字飯岡 3363-2地先から	旧	メートル 4.3~9.3	メートル 1050.0	
行方郡麻生町大字麻生字五竜 2742地先まで	新	7.8~12.0	1050.0	

茨城県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡麻生町大字青沼 字木戸の入745の1地先から	旧	メートル 4.5~11.0	メートル 383.0	
行方郡麻生町大字青沼字笹塚 870の8地先まで	新	11.0~23.5	380.0	

茨城県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年 6 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年 6 月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字蕙打字和田戸 137の1地先から	旧	メートル 5.0~6.0	メートル 194.0	
猿島郡岩井町大字蕙打字大平 159の1地先まで	新	10.5~17.9	194.0	

茨城県告示第906号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年 6 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年 6 月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新宿新田境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
猿島郡三和町大字恩名字新三郎 1084の1地先から	旧	メートル 6.0~6.5	メートル 110.7	
猿島郡三和町大字恩名字新三郎 1073の1地先まで	新	6.8~8.0	110.0	

茨城県告示第907号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県・道
- 2 路線名 大村石下線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員 メートル	延 長 メートル	摘 要
筑波郡谷田部町大字西平塚 字行人塚373地先から	旧	5.0~10.0	2,162.0	
筑波郡豊里町大字酒丸字宮久保 338の1地先まで	新	8.66~25.50	2,120.0	

茨城県告示第908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 真岡岩瀬線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字大泉字宮内1124地先から
西茨城郡岩瀬町大字大泉字前原701地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第909号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道 293号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字宇留野字割峯2551地先から

那珂郡大宮町大字富岡字中河原481の1地先まで

- 3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第910号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 笠間常陸太田線
2 供用開始の区間 那珂郡瓜連町大字瓜連字北高野39地先から
那珂郡瓜連町大字瓜連字静道1395の1地先まで
3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第911号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
2 供用開始の区間 鹿島郡大野村大字武井字天神下1308の1地先から
鹿島郡大野村大字武井字添1613の1地先まで
3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第912号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 繁昌牛堀線
2 供用開始の区間 行方郡麻生町大字岡字吹上483の1地先から
行方郡麻生町大字岡字吹上496の1地先まで
行方郡麻生町大字矢幡字田中521の1地先
3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第913号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方郡麻生町大字麻生字飯岡3363の2地先から
行方郡麻生町大字麻生字五竜2742地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第914号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方郡麻生町大字青沼字木戸の入745の1地先から
行方郡麻生町大字青沼字笹塚870の8地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第915号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 小山菅生小絹停車場線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字筵打字和田戸137の1地先から
猿島郡岩井町大字筵打字大平159の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第916号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 新宿新田境線
- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町大字恩名字新三郎1084の1地先から
猿島郡三和町大字恩名字新三郎1073の1地先まで
- 2 供用開始の期日 昭和45年6月25日

茨城県告示第917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 大村石下線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷田部町大字西平塚字行人塚373地先から
筑波郡豊里町大字酒丸字宮久保338の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年6月25日

訓 令

茨城県訓令第15号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定
める。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**特別の勤務に従事する職員の勤務時間の特例に関する
訓令の一部を改正する訓令**

特別の勤務に従事する職員の勤務時間の特例に関する訓令(昭和37年茨城県訓令第23号)の一部
を次のように改正する。

別表第1中第3号から第6号までを次のように改める。

- 3 保護施設、老人福祉施設及び身体障害者更生援護施設(し体不自由者更生施設を除く。)に
勤務する職員
- 4 婦人相談所に勤務する調理に従事する職員

- 5 児童相談所の保護課, 児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設に勤務する職員
- 6 病院に勤務する看護婦(准看護婦を含む。)看護師(准看護師を含む。)栄養士及び汽かん操作又は電気操作に従事する技術職員

同表第8号中「都市公園管理事務所」を「大洗都市公園事務所」に改め, 同表第13号を次のように改める。

- 13 内水面水産試験場の銚田養魚場に勤務する職員

同表第2中第1号及び第2号を次のように改める。

- 1 保護施設, 老人福祉施設及び身体障害者更生援護施設(し体不自由者更生施設を除く。)に勤務する職員
- 2 児童相談所の保護課, 児童福祉施設(保育所を除く。)及び精神薄弱者援護施設に勤務する職員

同表第3号中「病院に勤務する看護婦(准看護婦を含む。)及び」を「病院に勤務する看護婦(准看護婦を含む。), 栄養士(中央病院に勤務する者に限る。)及び」に, 「看護人及び看護婦(准看護人及び准看護婦を含む。)」を「看護師(准看護師を含む。)」に改め, 同表第5号中「都市公園管理事務所」を「大洗都市公園事務所」に改め, 同表中第8号及び第9号を次のように改める。

- 8 内水面水産試験場の銚田養魚場に勤務する職員
- 9 青少年研修施設に勤務する職員

付 則

この訓令は, 公布の日から施行する。

公 告

●土地立ち入り調査

県営圃場整備事業・四箇地区の調査測量のため, 次により土地立ち入りをするので, 土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第2項の規定により公告する。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入りの目的 土地改良事業調査測量のため
- 3 立ち入り場所 稲敷郡桜川村大字阿波甘田, 須賀津, 四箇一円
稲敷郡東村大字阿波崎一円
- 4 立ち入り期間 昭和45年7月1日より昭和46年3月31日まで
- 5 調査測量に従事するもの

江戸崎土地改良事務所職員

測量委託請負業者

●地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免年 許月日	商号又は名称	免許事項の変更
(2) 229	44.11.1	県西不動産事務所	◎主たる事務所の変更 新 下館市薬師町丙210 旧 " 鷹場町丙10
(1) 85	43.12.19	東洋地所株式会社	◎主たる事務所の変更 新 下館市本城町甲344の2 旧 " 南町乙137
(1) 133	44.7.14	鹿島産業株式会社	◎従たる事務所新設 鹿島産業株式会社鹿島支店 鹿島鹿鹿島町宮中2995の1 ◎取引責任者 酒 寄 初

●宅地建物取引業者の免許まつ消について

宅地建物取引業者の免許を次のとおりまつ消した。

昭和45年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許まつ消年 月 日	免許番号	商号又は名称	事務所所在地	代表者氏名	まつ消理由
45.3.2	377	松岡商事不動産部	水戸市宮町2丁目1の6	福 田 任	期限切れのため
45.6.17	(1) 123	三 喜 不 動 産	西茨城郡友部町平町1632	保 坂 喜一郎	他社に取引主任者として入社のため
45.6.10	(2) 215	株式会社 二 光	下館市甲864	藤 沢 倉 造	会社廃業のため

